

議第48号 呉市・下蒲刈町合併建設計画ほか7合併建設計画の変更について

1 変更の趣旨

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号。以下「法」といいます。）の一部改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されました。

これを受けて、合併特例債を起すことができる期間を延長するため、呉市・下蒲刈町合併建設計画ほか7合併建設計画の計画期間を延長するとともに、これに併せて財政計画の期間及び計画額を変更するものです。

なお、変更後の財政計画における平成30年度以降の計画額の各年度ごとの内訳は、別紙のとおりです。

2 変更の目的

現行の合併建設計画の計画期間は、15か年（下蒲刈町及び川尻町は16か年）となっていますが、この度の法の一部改正を受けて、有利な財源である合併特例債を最大限に活用するため、合併特例債を起すことができる期間を5年間延長することができるよう、計画期間を20か年（下蒲刈町及び川尻町は21か年）に変更します。